信濃の介護保険

発行：長野県国民健康保険団体連合会　介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北143−8 自治会館内
TEL：026−238−1555（直通）
TEL：026−238−1580（苦情専用）
TEL：026−238−1583（障害者総合支援専用）
FAX：026−238−1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp/

1　新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を、下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所におかれても、担当者が代わられた場合等は、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付しますので、開催日の１週間前までに「事業所番号、事業所名、参加者名」を記載した用紙でＦＡＸ（026-238-1581）にてお申込ください。

開催日	開催場所	時間
令和７年７月30日（水）	Web会議システム（Webex）による	午後１時30分～4時30分
令和７年８月２５日（月）	Web会議システム（Webex）による	午後１時30分～4時30分

2　令和7年8月からの多床室の室料相当額控除について

令和６年度介護報酬改定に伴い、令和７年８月から一定の条件を満たす「その他型」又は「療養型」の介護老人保健施設、「Ⅱ型」の介護医療院及びこれらの施設に付随する（介護予防）短期入所療養介護事業所について、室料相当額控除が適用されます。該当の介護事業所におかれましては、令和７年８月サービス分以降の請求にあたって、サービスコードの追加や算定要件の確認等必要な対応を講じるようお願いいたします。

3　令和7年8月請求分の受付対応について

令和７年８月９日（土）および10日（日）は請求明細書等を本会に持参する事業所への受付対応のため午前８時30分～午後５時まで１階受付会場のみ開庁しています。郵送等で本会にお送りいただいている事業所は１０日必着となるように発送手続き等を行ってくださいますようお願いします。なお、土日・祝日の電話でのお問い合わせ等の対応は行っておりませんので、ご了承ください。

4　請求明細書と給付管理票の主な返戻事由と対応について

本会では、請求月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」を送付しておりますが、その中でも問合せが多い事例の対応方法について裏面に掲載します。

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の内容欄の記載事項をお読みいただき、対応を行っていただいていることと思いますが、内容ごとに確認先が異なりますので、対応方法を改めてご確認ください。

なお、本会ホームページにも一覧表等の見方、対応方法等を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

掲載場所：本会ホームページ＞介護事業所等のみなさまへ＞請求事務の留意点
＞令和６年６月版　介護給付費請求の手引き（国民健康中央会作成）はこちら

【共通項目】

エラーコード（備考欄）	内容	返戻事由	対応方法
12PA	市町村の認定変更が未決定	受給者台帳の要介護認定等について、「変更（更新）申請中」である。	**該当保険者に連絡**する。変更(更新)申請が確定し、受給者台帳に登録したことを確認のうえ、再請求を行う。（要介護度等が変更された場合は正しい要介護度等で作成。）
12P0	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	受給者台帳に当該保険者番号・受給者番号が存在しない。	**受給者証を確認**し、請求が**正しければ該当保険者に連絡**する。誤った番号で請求していた場合は正しい番号で再請求を行う。

【介護給付費明細書】

エラーコード（備考欄）	内容	返戻事由	対応方法
AEF0	市町村認定の利用可能日数超過	当該月に利用できる日数より、サービス実日数が多い。	利用者の認定日や喪失日を**該当保険者へ確認**し、正しい内容で再請求を行う。
AEFA	集計値がサービス実日数超過	明細情報の日数回数が、サービス実日数を超過している。	明細情報の日数回数と、サービス実日数を確認し、請求が誤っていた場合は正しい内容で再請求を行う。
ANN4（AN04）	過去に同じ請求明細書を提出済（AN04 は総合事業費）	前月以前に介護給付費（総合事業費）を請求し支払が完了されている請求明細書が提出された。	**誤って請求したものでないかを確認**する（利用者の保険者番号・被保険者番号の誤入力も含め）。 請求済の請求明細書が誤っていた場合は、保険者に取下げ（過誤）の依頼をし、保険者での取下げ処理が完了し、事業所で返戻を確認後、再請求を行う。
返戻	① 給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください ② 給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組合せの記載がないため、支援事業所に確認してください ③ 給付管理票の計画単位数が請求書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください		**支援事業所に連絡**し、請求内容と給付管理票の記載内容（左記①～③の内容）を確認する。 請求内容に誤りがなければ、**支援事業所に給付管理票の修正を依頼**する。請求明細書は返戻になっているため再請求を行う。
保留 or 返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻されている。	**支援事業所へ連絡**し、給付管理票を国保連合会へ提出するよう依頼する。 保留：給付管理票が正しく提出された審査年月で国保連合会において再度審査を行い、正当であれば支払対象となるため、再請求は不要です。 返戻：保留期間（2か月）内に給付管理票が正しく提出されなかったため返戻になったので、再請求が必要です。
返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	当月審査に突合させる給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても給付管理票が返戻となっている。	「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」で給付管理票の返戻の有無を確認して、給付管理票のエラーを解消したうえで再提出を行う。併せてサービス計画費の再請求も行う。

令和７年７月審査分の支払日は８月２９日（金）、令和７年８月審査分の締め切りは８月１０日（日）です。
７月審査分の返戻通知等の送信日は８月１日（金）、発送日は８月４日（月）を予定しております。